
執務時の標準的な服装

令和 8 年 6 月改訂版

ガイドライン見直しの趣旨

練馬区では、職員のための服装のガイドラインとして「執務時の標準的な服装」を平成18年に策定しました。

今回、昨今の社会情勢を踏まえ、働きやすい服装による公務能率の向上と、区民からの信頼を損なわない服装の両立を目的として、執務時の標準的な服装について見直しを行います。

【見直しの内容】

令和8年6月1日から、執務時の標準的な服装を従来のスーツスタイルに限定せず、年間を通じて温度や業務内容、動きやすさ等に応じ働きやすい服装を選択できることとします。これに伴い、例年5～10月としていたクールビズ期間も廃止します。ただし、TPOに応じ、議会や式典等フォーマルな装いが求められる場面では、スーツスタイルの着用を基本とします。

なお、この見直しは「服装の自由化」ではなく、職員が公務員としてのモラルを有していることを前提としています。当然、服装等の乱れ、他者に不快感を与えることを許容するものではありません。

執務時の服装の大前提

場面を問わず、常に

「お客様（区民など）が見たらどう感じるか」

を意識すること

仕事で関わる相手を意識して服装を選択することは、社会人としての第一歩です。

公務員は全体の奉仕者として、区民をはじめとするお客様から信頼される存在でなければなりません。

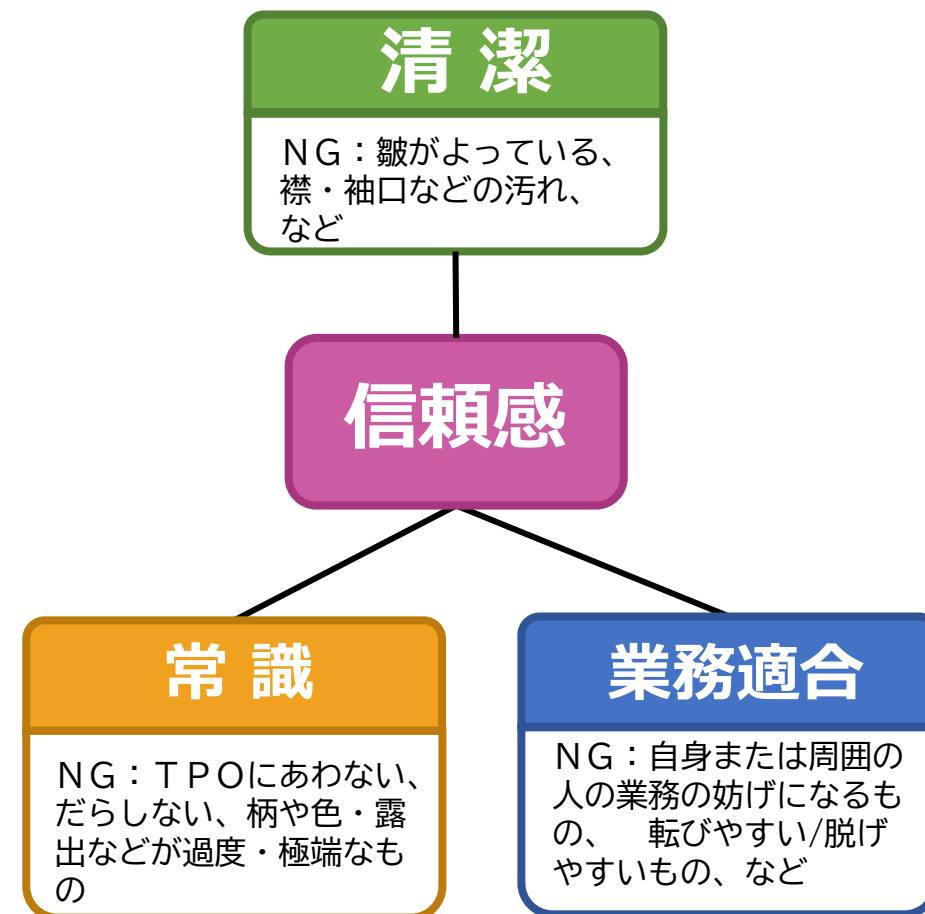
執務時は接客の場面の有無などに関わらず、常に区民をはじめとするお客様を意識し、信頼感を与えられる服装になっているか自らをチェックしましょう。

執務時の服装の原則

- ◆ 清潔感があること
- ◆ 社会人として一般的な常識を備えていること
- ◆ （自他ともに）執務の妨げにならないこと

上記を遵守したうえで、公務員として区民をはじめとするお客様からの信頼を損なわない、節度ある服装としてください。

- ・自分の身体にあったサイズを意識し、極端な露出や華美なものは避ける
- ・服装だけでなく、髪色・髪型、ひげ、ネイル、アクセサリ、香水等についても同様とする。
- ・区職員であることが分かるよう、名札を見やすい位置に着用する。



執務時の標準的な服装の例

以下は、事務系職場における執務時の標準的な服装として認められるものの例です。これら以外の服装を禁止するものではありません。従来のスーツスタイルでも問題ありません。議会・式典等フォーマルな場ではスーツスタイルを基本とします。

- | | |
|-------------------|---------|
| ◆ シャツ（襟付き/無し） | ◆ ワンピース |
| ◆ ポロシャツ | ◆ スラックス |
| ◆ Tシャツ+ジャケット | ◆ チノパン |
| ◆ セーター（タートルネック含む） | ◆ パンプス |
| ◆ カーディガン | ◆ スニーカー |

服装の組み合わせの例



ジャケット
Tシャツ
スラックス
革靴



ポロシャツ
チノパン
スニーカー



セーター
スラックス
スニーカー



ブラウス
スラックス
パンプス



ワンピース
スニーカー



セーター
スカート
ショートブーツ

ふさわしくない服装の例

P. 3の原則に基づき、公務職場の身だしなみとして社会通念上ふさわしいかで判断



大きな文字や
絵柄・ロゴ



派手すぎる柄



部屋着感の
強すぎるもの



ラフすぎる・カジュアルすぎるもの

Tシャツ・ノースリーブ

※無地またはワンポイント程度で落ち着いた色の
ものは上にジャケット等を羽織れば着用可



底が極端に厚い靴

歩きづらい



ヒールが極端に高い靴

脱げやすい



ラフすぎる



かかとが固定されていないサンダル